

議案第3号

愛西市遺児手当支給条例の一部改正について

愛西市遺児手当支給条例（平成17年愛西市条例第100号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成29年2月28日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、児童福祉法の改正に伴い、規定を整理する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

愛西市遺児手当支給条例（平成17年愛西市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同項第4号中「第27条第1項第3号」を「第6条の4」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。